

■□■受験対策ミニ講座 5号 2018■□■

先週末、当養成所では第1回受験対策講座を行いました。既にコツコツ準備を始めている方、講座参加をきっかけに準備を始める方など、様々でしたが、それぞれに真剣に取り組む意欲が感じられ、心強く思いました。第2回(27日)もまだ若干、空席があります。ふるってご参加ください。

「試験準備を始めたけれど、どこから手をつけたらいいのかわからない」という声をよく聞きます。19科目は膨大ですが、私たちは医師や弁護士になるわけではないので、専門的な内容にそれほど深く立ち入ることが求められているわけではありません。但し、他の専門家と連携するためには、専門家が使う言葉の意味するところを知っていることが求められます。いろいろな分野の基礎的な考え方を学び、社会と人間をより深く理解していく必要があるのです。

私たちは何をめざし、何になろうとしているのか—今回は改めて「社会福祉士とは何か?」について考えてみましょう。

【問題5】

「社会福祉士及び介護福祉士法」に関して、穴埋めをし、正しいものを選び。

- 1 (2条)「社会福祉士とは、社会福祉士の(A)を用いて、専門的(B)をもって、身体上もしくは精神上的(C)があること又は(D)の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ…」とされている。
- 2 社会福祉士は業務独占資格である。
- 3 2007年の法改正で、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務内容の変化に適応するため知識および技術の向上に努めなければならないことが明記された。

正解と解説は最後に記載しています。

■Plus Column

【社会福祉士って何?】

「社会福祉士とは何か」を問う問題は、「相談援助の基盤と専門職」で登場します。社会福祉はソーシャルワークの訳語ですから、「ソーシャルワークとは何か」を問うことでもあります。

CSWはコミュニティソーシャルワーカーを意味しますが、「資格を持ったソーシャルワーカー Certified Social Worker」という意味でも使われます。日本で後者の意味のCSWは、社会福祉士と精神保健福祉士です。1987年に社会福祉士の資格が制度化される時、日本にはすでに医療ソーシャルワーカーと精神科ソーシャルワーカーの団体がありました。医療ソーシャルワーカーの団体は社会福祉士会に入ることを選択し、精神科ソーシャルワーカーの団体は独自の資格をめざすこととなり、10年後に精神保健福祉士の資格が制度化されました。

法律名からもわかるように、社会福祉士と介護福祉士は同時に制度化されました。これらの資格ができる以前の高齢者施設や障害者施設には、現場職員として当時の「保母」資格を持つ人が多く採用され、職場によって「福祉職」の名で少数の事務職が採用されている状況でした。このような経過のなかで、社会福祉士と介護福祉士の役割分担が明確にされ、介護福祉士は「介護福祉士の名称を用いて専門的知識および技術をもって身体上または精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた、介護(喀痰吸引等を含む)を業とする者」が明記されました。

資格制度ができて30年、施設現場の人材が大きく変わったことが実感されますが、果たして社会福祉士は時代の要請に応える仕事ができているのか—それは皆さんの今後の活躍にかかっているといえます。

今一度、原点に立ち返って「社会福祉士とは何か、何が求められているのか」を考え、試験勉強の動機付けとしていただければ、と思います。

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【問題 5 の正解と解説】

1 ○ A 名称 B 知識及び技術 C 障害 D 環境上

2 × 正しくは名称独占資格。社会福祉士でない人が社会福祉士を名乗ることはできません。但し、業務独占資格ではないので社会福祉士が行う業務を社会福祉士でない人が行うことはできます。業務独占資格の代表は医師。医師以外は診察や手術を行うことはできません。

3 ○ (選択肢 3 は 27 回 91)

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19KDX 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus